TAX NEWS

―平成 30 年度税制改正（所得控除）―

現在政府税制調査会にて所得控除の改正について議論が行われています。改正の柱となる所得控除の種類は大きく次の 3 つとなりそうです。

①給与所得控除（控除額 65～220 万円）

1. 一律 10 万円の減額
2. 上限給与の引き下げ（1,000 万円⇒850 万円）
3. 上限控除額の引き下げ（220 万円⇒195 万円）

給与所得控除		現状		改正
控除額	下限	65万円	➡	55万円
	上限	220万円		195万円
上限給与収入		1,000万円		850万円

現在、給与所得者には給与所得控除というサラリーマン版の概算経費が適用され、課税される所得が圧縮されています。

以前よりこの給与所得控除が過大ではないかとして疑問視されており、年々控除額は減ってきていますが、今回はさらに大幅な見直しになりそうです。

主に上限となる年収 850 万円以上の方が増税になる一方、子育て・介護世帯には負担がかからないよう例外も作られます。

②公的年金等控除（控除額 70 万円～上限なし）※

1. 一律 10 万円減額
2. 年金収入上限の創設 1,000 万円
3. 年金外の所得による減額

公的年金等控除		現状		改正
控除額	下限	70万円	➡	60万円
	上限	なし		195.5万円
上限年金収入		なし		1,000万円
年金外収入制限	1,000万円超	なし		10万円減額
	2,000万円超	なし		20万円減額

公的年金等とは国民年金、厚生年金、共済年金、確定給付・拠出年金等が該当します。
現状控除額は年金金額に 5～25%の割合をかけ、37.5 万円～155.5 万円の一定額を加算し、求められています。

この公的年金控除には上限がなく、年金が多い人ほど控除額が多くなるため、本来の趣旨とは外れているとの疑問が多く挙がっていました。また、給与収入があり、年金収入もある場合、給与所得控除と年金所得控除の二重で控除が受けられると不公平との声もあったため見直しの対象になっています。

※65 歳未満と 65 歳以上で控除額が異なるため上記では 65 歳未満について解説しております。

③基礎控除（控除額 38 万円）

1. 一律 10 万円の増額
2. 逓減と上限の創設

基礎控除	所得	現状		改正
控除額	2,400万円未満	38万円	➡	48万円
	2,400万円超	38万円		32万円
	2,450万円超	38万円		16万円
	2,500万円超	38万円		0万円

近年の働き方の多様化により、給与所得者以外の収入を得ている人が増え、給与所得控除との不公平感が出てきたことを受け、一律 10 万円の増額となります。また、基礎控除を増額することによって、給与所得控除の減額分を相殺し低所得者の増税を避ける意味合いもありそうです。

先日、上記を含む税制改正大綱が発表されました。まだ可決とはなっておりませんが、概ね発表通りの改正になることが予想されます。（2020 年 1 月から適用予定）

今回はざっくりとした説明ですが、税額への影響については今後のかわら版・TAX NEWS 等でご紹介させていただきます。

ご不明な点がございましたら窓口担当者までご相談ください。

（文責　坂下　宏彰）